協議様式３

**地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護施設設備チェックリスト**

| 項　　　目 | チェック欄 |
| --- | --- |
|  | はい | いいえ |
| 一般原則・構造 | ①「建築基準法」「消防法」「福祉のまちづくり条例」「同条例設計マニュアル」「ハートビル法」等に適合する構造となっていますか。 |[ ] [ ]
|  | ②建物の配置、構造及び設備は、日照、採光、換気等利用者の保健衛生及び防災について十分配慮されたものとなっていますか。 |[ ] [ ]
|  | ③扉は引き戸とする等、高齢者や身体の不自由な方、車椅子の方が使いやすい仕様であり、適切なドアチェッカーや戸あたり、指詰め防止の対策を取っていますか。 |[ ] [ ]
|  | ④内装（壁、間仕切りなど）についても色彩や素材などにおいて、入居者の精神的なゆとりと安らぎへのきめ細やかな配慮をしていますか。（特に木質系材料を使用することが望ましい。） |[ ] [ ]
|  | ⑤心身機能や認知機能の低下した高齢者にとって、不慣れな環境での所在識別は困難になりがちなので、サイン、明るさ、見通しの良さなどの「わかりやすさ」のための工夫がなされていますか。 |[ ] [ ]
|  | ⑥利用者が通常移動する範囲の設備については、段差や幅等を考慮し、車椅子での移動が可能なスペースと構造を確保していますか。 |[ ] [ ]
|  | ⑦階段の傾斜は緩やかな設計となっていますか。（参考値：蹴上げ16㎝以下、踏面30㎝以下） |[ ] [ ]
|  | ⑧バルコニーは、非常時の避難を想定した構造となっていますか。（車椅子やストレッチャーが十分通れるよう有効幅員90㎝以上となっていますか。また、エアコン室外機が支障となったり、パイプ類、側溝、排水溝等が通行を妨げていませんか。） |[ ] [ ]
|  | ⑨バルコニーには転落防止のための手すりを設置するとともに、手すり下部の形状は乗り越え防止に配慮した形状となっていますか。また、エアコンの室外機は足踏み台にならないよう吊下げ設置する等配慮していますか。 |[ ] [ ]
|  | ⑩ユニット（居室・共同生活室・洗面設備・便所）、浴室、医務室、調理室、洗濯室又は洗濯場、汚物処理室、介護材料室、事務室その他の運営上必要な設備が整備されていますか。 |[ ] [ ]
|  | ⑪設備は、専ら当該施設の用に供するものになっていますか。（ただし、入居者の処遇に支障がない場合は、この限りではない。） |[ ] [ ]
|  | ⑫建物（入居者の日常生活のために使用しない付属の建物を除く。）は、建築基準法第2条第9号の2に規定する耐火建築物ですか。（ただし、入居者の日常生活に充てられる場所を2階以上の階及び地階のいずれにも設けていない場合は、同条第9号の3に規定する準耐火建築物とすることができる。） |[ ] [ ]
|  | ⑬建物には、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けるとともに、非常災害に関する具体的計画を立てていますか。 |[ ] [ ]
| 居室 | ①ブザー等緊急の連絡に必要な設備を設けていますか。 |[ ] [ ]
|  | ②地階に設けていませんか。 |[ ] [ ]
|  | ③2階以上に設けている場合昇降機を設けていますか。 |[ ] [ ]
|  | ④居室入り口ドアに一部分でも透明ガラスを使用していませんか。（プライバシー保護のため） |[ ] [ ]
|  | ⑤ドアのノブは身体の不自由な方や、車椅子の方が使用するのに適したものとなっていますか。（形状や位置、高さなど） |[ ] [ ]
|  | ⑥居室とバルコニーの間の段差は最小限に抑え、入居者単独及び車椅子での移動が容易にできる構造ですか。 |[ ] [ ]
|  | ⑦ルームエアコンのリモコン、照明器具のスイッチ等は、表示文字が大きい等高齢者や身体の不自由な方が使用しやすいものを使用するとともに、車椅子の方が使用しやすい位置、高さに設定されていますか。 |[ ] [ ]
|  | ⑧全室個室となっていますか。（ただし夫婦で居室を利用する場合等には2人部屋とすることができる。） |[ ] [ ]
|  | ⑨１のユニットの入居定員は、原則として10人以下とし、15人を超えないものとなっていますか。 |[ ] [ ]
|  | ⑩個々の入居者が自分の所属するユニットを把握しやすい構造ですか。 |[ ] [ ]
|  | ⑪居室の床面積は内法での測定により、10.65㎡以上（2人部屋の場合は21.3㎡以上）となっていますか。（居室内に洗面設備が設けられているときはその面積を含み、居室内に便所が設けられているときはその面積を除く。）　また、ユニットに属さない居室を改修したものについては10.65㎡以上となっていますか。（2人部屋の場合は21.3㎡以上） |[ ] [ ]
|  | ⑫居室はいずれかのユニットに属するものとし、当該ユニットの共同生活室に近接して一体的に設けていますか。 |[ ] [ ]
|  | ⑬寝台又はこれに変わる設備を設けていますか。 |[ ] [ ]
|  | ⑭1つ以上の出入り口が、避難上有効な空き地、廊下又は広間に直接面して設けてありますか。 |[ ] [ ]
|  | ⑮床面積の14分の1以上に相当する面積を直接外気に面して解放できるようになっていますか。 |[ ] [ ]
|  | ⑯必要に応じて、入居者の身の回り品を保管することができる設備がありますか。またはそのようなもの（入所者が使い慣れた家具等）を設置するスペースがありますか。 |[ ] [ ]
|  | ⑰車椅子の方が使用するのに適した手洗い設備を設けていますか。 |[ ] [ ]
|  | ⑱入口ドアやバルコニーに外からの閉じこめになる鍵はついていませんか。（車椅子の方が使用するのに適した位置にあり、内側と外側の両側から開閉可能な鍵は可能） |[ ] [ ]
| 共同生活室 | ①いずれかのユニットに属し、そのユニットの入居者及び介護等を行う職員が一度に食事をしたり談話等を楽しんだりすることが可能な備品（テーブル、備品等）を備えた上で、車椅子が自由に通行できるものとなっていますか。 |[ ] [ ]
|  | ②入居者が、その心身の状況に応じて家事が行うことができるように、必要な流し、調理設備を設けていますか。また、調理設備はやけどの防止等に十分配慮されていますか。 |[ ] [ ]
|  | ③流しを設ける場合、包丁や洗剤の取扱いには注意し、保管場所は施錠できるようになっていますか。 |[ ] [ ]
|  | ④入居者が自分の属するユニット以外のユニットの共同生活室を通過することなく、自由に施設内を移動できる形状となっていますか。 |[ ] [ ]
|  | ⑤共同生活室の面積は、内法での測定により2㎡にその共同生活室が属するユニットの入居定員を乗じて得た面積以上となっていますか。 |[ ] [ ]
|  | ⑥地階に設けていませんか。 |[ ] [ ]
|  | ⑦滑りにくく、弾力性のある床材を使用していますか。 |[ ] [ ]
|  | ⑧共同生活室間の壁を可動式のものにしていませんか。 |[ ] [ ]
| 洗面設備 | ①居室ごとに設けていますか。また、居室ごとに設けていない場合は共同生活室ごとに適当数設けていますか。（混在する形態も可） |[ ] [ ]
|  | ②共用タオルは設けていませんか。（感染症予防） |[ ] [ ]
|  | ③水道栓は自動水栓またはレバー式ですか。 |[ ] [ ]
|  | ④洗面台下部の配管や温度調整バルブ等が露出しておらず、やけど等の事故に注意した仕様となっていますか。 |[ ] [ ]
|  | ⑤身体の不自由な方の使用に適したものとなっていますか。 |[ ] [ ]
| 便所 | ①居室ごとに設けていますか。また、居室ごとに設けていない場合は共同生活室ごとに適当数設けてありますか。（混在する形態も可能） |[ ] [ ]
|  | ②男女とも廊下等から内部が直接見えないよう、入口や内部に間仕切りを設けるなどの工夫をしたり、便所ブースの入口は鍵を付ける等、プライバシーと安全性の確保がなされた構造となっていますか。（ただし緊急時には外部から開錠可能な鍵を使用） |[ ] [ ]
|  | ③便所の入口がカーテンになっていませんか。（居室内に便所を設ける場合を含む。） |[ ] [ ]
|  | ④ブザー又はこれに変わる設備を設けていますか。また身体の不自由な方の使用に適したものとなっていますか。 |[ ] [ ]
|  | ⑤常夜灯を設けていますか。（センサー式可） |[ ] [ ]
|  | ⑥換気機能はありますか。 |[ ] [ ]
|  | ⑦車椅子の方が使用するのに適した洗面設備を設けていますか。 |[ ] [ ]
| 浴室 | ①浴室及び脱衣室にブザー又はこれに代わる設備を設けていますか。（浴槽内から楽に使用できる位置に設置） |[ ] [ ]
|  | ②脱衣場及び浴室は、扉を開けた際に廊下等から内部が直接見えないようにカーテンや暖簾を付ける等の工夫がなされていますか。 |[ ] [ ]
|  | ③浴槽内の湯については、循環殺菌装置等の設置により水質が適正に管理できるよう配慮されていますか。（感染症予防） |[ ] [ ]
|  | ④上がり湯及び清浄な湯水を使用することができる設備を設けていますか。（感染症予防） |[ ] [ ]
|  | ⑤浴槽や洗い場の角を丸くしたり、保護ラバーを付けるなど、安全対策を講じていますか。 |[ ] [ ]
|  | ⑥洗い場や浴槽内、脱衣室に手すりを設けていますか。 |[ ] [ ]
|  | ⑦浴槽の厚みや深さ、手すりの位置や高さが身体の不自由な方の入浴に支障のないものとなっていますか。 |[ ] [ ]
|  | ⑧一般浴槽のほか、入浴に介助を要する方の入浴に適した機能を設けていますか。 |[ ] [ ]
|  | ⑨浴室の位置はユニット型の機能を十分に発揮しうる考慮がなされていますか。 |[ ] [ ]
|  | ⑩居室のある階ごとに設けていますか。 |[ ] [ ]
|  | ⑪浴室が施錠管理できる構造となっていますか。（夜間等使用しない際の安全対策） |[ ] [ ]
| 医務室 | ①医療法第1条の５第2項に規定する診療所となっていますか。 |[ ] [ ]
|  | ②入居者を診察するための医薬品・医療機器を備えるほか、必要に応じて臨床検査設備を備えていますか。（サテライト型の場合は医務室を必要とせず、入居者を診察するために必要な医薬品及び医療機器を備えるほか、必要に応じて臨床検査設備を設けることで足りるものとする。） |[ ] [ ]
| 洗濯室又は洗濯場 | ①必要な設備が整備された十分なスペースがありますか。 |[ ] [ ]
|  | ②洗剤等の保管場所は、施錠できるものになっていますか。 |[ ] [ ]
| 調理室（厨房） | ①火気を使用する部分は不燃材料を用いていますか。 |[ ] [ ]
|  | ②食器、調理器具等を消毒する設備、食品等を清潔に保管する設備並びに防虫及び防鼠の設備を設けていますか。 |[ ] [ ]
|  | ③食堂と離れる場合は、効率よく搬送できる動線ですか。 |[ ] [ ]
|  | ④食材等の搬入搬出に便利で、効率的かつ衛生面に配慮した配置となっていますか。（ルート確認、所轄保健所との十分な事前調整） |[ ] [ ]
|  | ⑤手洗設備を設けていますか。 |[ ] [ ]
|  | ⑥大型及び固定が必要な調理設備は危険防止のため固定していますか。 |[ ] [ ]
| 汚物処理室 | ①他の設備と区別された一定のスペースを有していますか。②換気及び衛生管理等に十分配慮していますか。 |[ ] [ ]
| 介護材料室 | ①清潔及び不潔リネン庫を分けて整理していますか。また各々必要数を設けていますか。 |[ ] [ ]
| 機械室 | ①機械室への扉は、施錠できる構造とし、事故防止に配慮していますか。 |[ ] [ ]
| 事務室、その他の設備 | ①倉庫は必要数設けてありますか。②ストレッチャーを乗せることができる規格のエレベーターを少なくとも1台は設置していますか。 |[ ] [ ]
| 準公共的空間（セミパブリックスペース） | ①入居者が、自室のあるユニットを超えて広がりのある日常生活ができるよう、他のユニットの入居者と交流したり、多数の入居者が集まったりすることができる場所を設けていますか。 |[ ] [ ]
| 設備等（部屋）等の条件 | ①居室、共同生活室、浴室（以下「居室等」という。）は3階以上の階に設けていませんか。ただし次の各号のいずれにも該当する建物に設けられる居室等についてはこの限りではありません。 | [ ]  | [ ]  |
|  | （１）避難設備について、次のア～ウのいずれかに該当すること。ア　特別避難階段を2か所以上　　　　　　居室等のある3階以上の各階に通じる特別避難階段を2か所以上有すること。イ　特別避難階段を1か所　＋　傾斜路　　　　　特別養護老人ホームに設置する傾斜路は、入居者の歩行及び輸送車、車椅子等の昇降並びに災害発生時の避難、救出に支障のないよう、その傾斜路は緩やかにし、表面は、粗面又は滑りにくい材料で仕上げること。　　ウ　特別避難階段を1か所　＋　廻りバルコニー　　　　ａ　車椅子若しくはストレッチャーで通行するために必要な幅を有するバルコニーを設け外部避難階段を利用することにより、居室等から屋外への避難が速やかにできること。　　　ｂ　内部の特別避難階段又は外部避難階段により２方向避難が確保できること。　　ｃ　バルコニー及び外部避難階段は耐火構造とし、隣接建物から十分な距離を有し延焼の恐れがないこと。 |  |  |
|  | （２）３階以上の階にある居室等及びこれから地上に通じる廊下その他の通路の壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを不燃材料でしていること。 |  |  |
|  | （３）居室等のある３階以上の各階が耐火構造の壁又は建築基準法施工令第112条第1項に規定する特定防火設備により防災上有効に区画されていること。 |  |  |
|  | ②廊下の幅は、内法での測定により１．５ｍ、中廊下の幅は１．８ｍ以上とすること。なお、廊下の一部の幅を拡張すること等により、入居者、従業者等の円滑な往来に支障が生じないと認められるときは、これによらないことができる。 |[ ] [ ]
|  | ③居室等が２階以上の階にある場合は、１か所以上の傾斜路を設けていますか。（エレベーターを設けるときはこの限りにあらず。） |[ ] [ ]
| ユニットの配置 | ①職員の勤務態勢や動線を考慮したものになっていますか。また、夜間及び深夜の職員配置を考慮したものとなっていますか。 |[ ] [ ]
| その他 | ①緊急時等に備え、施設内に一斉に放送できる設備を有していますか。 |[ ] [ ]
|  | ②車椅子の利用に備え、各室及び廊下の壁には車椅子当たりを設けていますか。また、車椅子が接触する恐れのあるガラスについては飛散防止のため、強化ガラスや鉄線入りガラスを使用していますか。 |[ ] [ ]
|  | ③階段や廊下の両側には手すりを設けていますか。 |[ ] [ ]
|  | ④柱や棚等の角に丸みをつけたり、保護ラバーを設ける等危険防止策をとっていますか。 |[ ] [ ]
|  | ⑤吹き抜け部分の窓には、手すりやストッパーを設け転落防止に配慮していますか。 |[ ] [ ]
|  | ⑥視覚や聴覚に障害のある方に配慮し、光や音等による警報設備を設けていますか。 |[ ] [ ]
|  | ⑦汚物と洗濯後のリネン、食べ物等を同じエレベーターやダムウェーダーで運ばないよう、運搬手段に配慮した位置、構造となっていますか。 |[ ] [ ]
|  | ⑧やむを得ずモニターカメラを設置する場合は、入居者の目につきにくい位置や仕様にする等、入居者の人権に十分配慮したものとなっていますか。（カメラの位置や機種等については市町村と事前調整を行うこと。） |[ ] [ ]
|  | ⑨ダムウェーダーを設置する場合は、入所者が容易に操作できる場所に設置しない等、事故防止に配慮したものになっていますか。 |[ ] [ ]
|  | ⑩避難階段の出口の門扉は、緊急時に避難しやすく、かつ、防犯上配慮された構造となっていますか。 |[ ] [ ]
|  | ⑪玄関は自動ドアとし、風除室を設けていますか。 |[ ] [ ]
|  | ⑫廊下、共同生活室、便所その他必要な場所に常夜灯を設けていますか。 |[ ] [ ]
|  | ⑬焼却炉、浄化槽その他の汚物処理設備及び便槽を設ける場合には、居室、静養室、食堂及び調理室から十分な距離を隔てて設けていますか。 |[ ] [ ]
|  | ⑭地元自治会及び地域住民に対して十分な説明および話し合い等をおこないましたか。 |[ ] [ ]
|  | ⑮説明および話し合い等で要望・意見等がありましたか。 |[ ] [ ]
|  | ⑯運営推進会議構成員の地域住民の代表者は決まりましたか。 |[ ] [ ]
| 事業用地 | ①立地は住宅地の中又は住宅地と同程度に家族や地域住民との交流の機会が確保される地域にありますか。 |[ ] [ ]
|  | ②立地は交通の利便性・地域の環境・災害に対する安全性・医療機関との連携について考慮されていますか。 |[ ] [ ]
|  | ③事業目的以外の抵当権の設定等、事業を制限する恐れのある権利が存在していないことを確認していますか。 |[ ] [ ]
|  | ④借地の場合、入居契約期間中における入居者の居住の継続を確保するため、契約上の条件設定等、必要な措置を講じていますか。 |[ ] [ ]

【参考事項】

| 項　　　目 |
| --- |
|
| 一般原則・構造 | ①介護職員室、看護職員室、機能訓練室、面接室、霊安室等、運営に必要と思われる設備を整備することが望ましい。 |
| 居室 | ①居室内には便所を設けることが望ましい。 |
| ②身だしなみに気をつけることができるよう鏡を設置するとともに、身体の不自由な方や車椅子でも利用しやすい位置及び形状とするのが望ましい。 |
| 共同生活室 | ①形状、採光、色彩、眺望に配慮したものであることが望ましい。 |
| 浴室 | ①一般浴に加えて、個浴をもうけることが望ましい。 |
| ②男女別に浴室、脱衣場を設けることが望ましい。 |
| ③浴室、及び脱衣場は滑りにくい床材等を使用することが望ましい。 |
| ④浴室を設置する場合、介護を行いやすいよう３方向を空けておくことが望ましい。 |
| 便所 | ①便所ブース内で利用者が倒れた場合に備え、開き戸の場合は外開きとするなど、緊急時の配慮が望ましい。 |
| 医務室 | ①保険医療機関としての指定を予定している場合、事前に所轄の社会保険事務所等との十分な調整が取られているか。 |
| ②診察台、応急の手当てができる寝台、医薬品棚、事務机等の設置スペースを確保することが望ましい。 |
| ③薬剤の保管方法については、盗難や紛失及び劣化を防ぐよう工夫しているか。 |
| 調理室・厨房 | ①食品庫、検収場所、調理員用の休憩室及び便所を設けることが望ましい。 |
| ②区画されたスペースで、他者が容易に入れず、かつ清潔が保持できる環境とすることが望ましい。 |
| ③栄養士の専用事務室を設けることが望ましい。 |
| ④調理員用のシャワー室、浴室等を設けることが望ましい。 |
| ⑤適温の食事の提供に配慮したレイアウトとすることが望ましい。 |
| ⑥採光、通風（換気）を十分確保することが望ましい。 |
| ⑦調理者の処遇を十分考慮した効率のよい空調設備が望ましい。 |
| ⑧温冷配膳車を設置するスペースを設けることが望ましい。 |
| ⑨厨房の衛生管理を強化するため、食堂と厨房のオープンカウンターには、カーテン又は網戸等を設置することが望ましい。 |
| ⑩食中毒防止策として次の項目を満たすことが望ましい。　ア　調理室入口に自動水栓又は足踏み式等手を触れずに操作できる手洗いを設けること。消毒薬・消毒機器類も配置すること。　イ　汚染防止のため、外部からの食材の搬入経路は、調理作業箇所を通らないこと。　ウ　2週間分の検食保存が可能な冷蔵庫を設置すること。（原材料・調理済み食品を食品ごとに各50g程度を密閉して－20℃で保存できること。）　エ　包丁、まな板類の殺菌のため、殺菌保管庫を設置すること。　オ　その他食中毒防止のために十分注意した設備配置とすること。　カ　食器についても専用の消毒保管庫を設置すること。（食器類の選定の際には耐熱性能に注意すること。） |
| 看護職員室 | ①医務室に隣接していることが望ましい。 |
| 倉庫 | ①防湿、防虫及び防鼠の対策を行うことが望ましい。 |
| ②物品倉庫と食品倉庫を区分して設けることが望ましい。 |
| 汚物処理室 | ①入居者が利用するエレベーターを利用せず、専用のダムウェーター等を設けるなど運搬動線に支障ないよう考慮することが望ましい。（不潔リネン→汚物処理室→洗濯室→清潔リネン保管場所） |
| 介護材料室 | ①介護材料室（リネン室）が洗濯室から独立かつ隣接していることが望ましい。 |
| 介護職員室 | ①どの居室も死角にならないような場所に設置することが望ましい。 |
| ②緊急時や夜間の対応に配慮し、外・内線電話、防災受信設備等を設けることが望ましい。 |
| ③手洗設備があることが望ましい。 |
| 面接室 | ①プライバシーに配慮した位置、構造となっていることが望ましい。（遮蔽物の設置等により相談内容が漏洩しない等の配慮をすること。） |
| 事務室、宿直室、霊安室 | ア　事務室　　事務机、事務機器、防災制御盤等の配置を十分考慮した設計とすることが望ましい。　　更衣室を男女別に確保することが望ましい。 |
| イ　宿直室　管理上適切な位置に配置することが望ましい。（事務室近接・原則1階）　緊急時や夜間の対応に配慮し、外・内線電話、防災受信設備等を設けることが望ましい。 |
| ウ　霊安室　必要に応じ、入居者の目につかず出棺できるような位置及び構造としておくことが望ましい。部屋名表示には配慮すること。 |